



Corp. コーポレートガバナンス・コードの改訂

平成30年6月1日、東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は、コーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」といいます。）の改訂（以下「本改訂」といいます。）を公表しました。CGコードは、東証における上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載したものであり、平成27年6月から施行されています（本改訂前のCGコードの内容については、[ジョーンズ・デイ・コメンタリー「コーポレートガバナンス・コード（原案）の公表と対応策の検討」](#)をご参照下さい。）。本改訂は、金融庁及び東証が事務局を務めた有識者会議において、企業と投資家との対話を通じ、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、CGコードの改訂が提言されたことを踏まえ、当該提言に沿って改訂を行ったものです。

本改訂の主な内容としては、①上場企業が相互に株式を持ち合う政策保有株式につき、その縮減に関する方針・考え方を開示すべきとされたこと、②最高経営責任者（CEO）の選解任について、客観性・適時性・透明性ある手続に従って行われるべきであるとされたこと等が挙げられます。上場企業は、本改訂後のCGコードの内容を踏まえたコーポレートガバナンス報告書を、準備ができ次第速やかに、かつ遅くとも平成30年12月末日迄に提出することとされています。

本改訂は、上場企業におけるコーポレートガバナンスに影響を与えることとなりますので、上場企業はもちろん、当該上場企業に対する投資を行っている投資家等に対しても影響を与えるものであるといえます。

なお、平成30年6月1日、金融庁は、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待され

る事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」を公表しています。当該ガイドラインは、CGコード及びスチュワードシップ・コードの附属文書として位置づけられるものであり、これにより、両コードの実効性を高めることが期待されています。

General 生産性向上特別措置法・改正産業競争力強化法の成立

平成30年5月16日、生産性向上特別措置法及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律が成立しました。生産性向上特別措置法については、同年6月6日、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の規定については、同年7月9日にそれぞれ施行されています。

生産性向上特別措置法の主な内容としては、①革新的な技術やビジネスモデルの実証計画として認定を受けたプロジェクトについて、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を提供する、いわゆる「規制のサンドボックス」制度の創設、②データの共有・連携のためのIoT投資についての減税措置の導入などが挙げられます。

また、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の主な内容としては、①株式対価のM&Aを利用しやすくするための株式取得者に対する課税繰越措置、議決権2/3以上で株式等売渡請求を可能とする緩和措置、特定の事業を資本関係のない別会社へ切り出す、いわゆるスピノフを円滑にするため、株主総会決議を省略可能とする措置など、認定を受けた組織再編に対する会社法上の特別措置の導入、②技術等の情報の管理体制にかかる認定制度の導入などが挙げられます。

上記のような改正内容に鑑み、革新的な技術やビジネスモデルによる事業への参入、組織再編の実行による競争力の強化を検討している企業は、改正法により導入された内容を検討すべきであるといえます。

General 民法の一部を改正する法律の成立 平成30年6月13日、民法の一部を改正する法律が成立し、同月20日公布されました。

同法は、平成34年4月1日から施行されます。同法の施行後は年齢18歳となった者が成年者となることから、18歳以上の者は、親権者の同意なしに、単独で契約を締結することが可能となります。成年者の定義変更に伴い、関連法律の規定内容も変更される予定ですので、自社の事業に関連する法律に影響があるかどうか確認が必要です。

IP AI・データの利用に関する契約ガイドラインの策定 平成30年6月15日、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」が策定されました。

本ガイドラインは、データ編とAI編からなり、データの利用等に関する契約とAI技術を利用するソフトウェアの開発・利用に関する契約の各々につき、契約上の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を整理しています。今後、AIやデータの開発や利用に関する契約の作成にあたり本ガイドラインが参照されることが考えられます。

Labor 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立 平成30年6月29日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立しました。

2018年5月号にて取り上げた同法の法案提出後、高度プロフェッショナル制度については、同制度適用に対する対象者による同意の撤回に関する規定を盛り込む等の修正が加えられました。高度プロフェッショナル制度を含む同法の一部は平成31年4月より施行される予定ですが、その他企業の規模等により施行時期が異なるものもあります。

General TPP11 承認案の可決及び TPP 協定整備法改正法の成立 平成30年6月13日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結が承認され、同月29日、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案が成立しました。

同法は、同年7月6日に公布及び施行されました。同法の概要については、[2018年5月号](#)をご参照ください。

Corp. 消費者契約法の一部を改正する法律の成立 平成30年6月8日、消費者保護法の一部を改正する法律案が成立し、同月15日公布されました。

同法は、平成31年6月15日から施行されます。同法の概要については、[2018年4月号](#)をご参照ください。